

輪之内町

国土強靱化地域計画

令和8年3月

輪之内町

目次

| | |
|---------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の性格 | 1 |
| 3 計画期間 | 1 |
| 第1章 本町の地域特性 | 2 |
| 1 人口 | 2 |
| 2 世帯 | 3 |
| 3 地理的・地形的特性 | 4 |
| 4 気候的特性 | 4 |
| 5 社会経済的特性 | 4 |
| 第2章 計画策定に際して想定するリスク | 5 |
| 1 地震 | 5 |
| 2 火災 | 5 |
| 3 水害 | 5 |
| 4 本町における過去の災害履歴 | 5 |
| 第3章 強靱化の基本的考え方 | 6 |
| 1 強靱化の理念 | 6 |
| 2 基本目標 | 6 |
| 3 対象とする災害 | 6 |
| 4 事前に備えるべき目標 | 7 |
| 5 「起きてはならない最悪の事態」の設定 | 7 |
| 6 施策分野 | 10 |
| 7 施策体系図 | 11 |
| 第4章 強靱化の推進方針 | 12 |
| 1 施策分野 | 12 |
| 2 施策目標とする指標の設定 | 12 |
| 3 SDGs との関連 | 12 |
| 4 施策分野ごとの推進方針 | 13 |
| 第5章 計画の推進 | 33 |
| 1 庁内各課及び関係機関等との連携による施策の推進 | 33 |
| 2 施策の重点化 | 33 |
| 3 計画の見直し | 33 |

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成25年12月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、国では国土強靱化に係る他の計画の指針となる国土強靱化基本計画が定められました。その後、平成30年12月に国土強靱化基本計画が変更、令和5年6月に国土強靱化基本法が改正され、これを受けて令和5年7月に国土強靱化基本計画が改正されました。

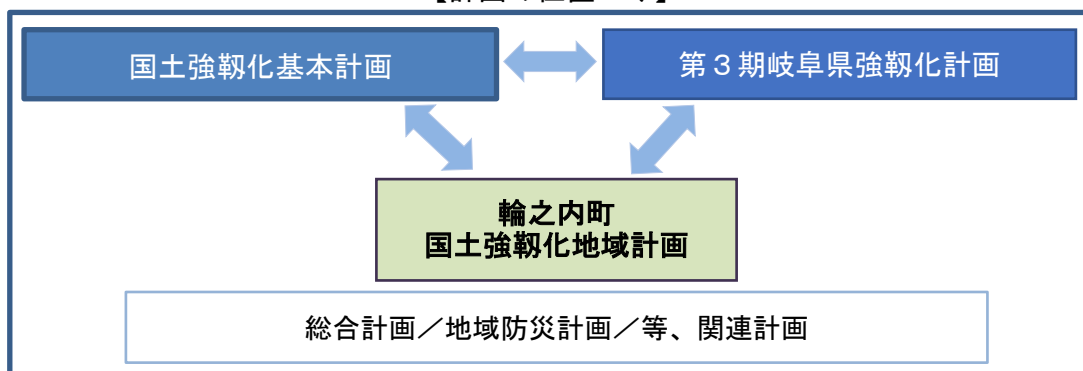
県においては、基本法に基づく地域計画として、令和7年3月に「第3期岐阜県強靱化計画」が策定され、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県をつくり上げるため、各分野での取組を推進しているところです。

このような状況を踏まえ、本町においても、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を反映して変更された国土強靱化基本計画や第3期岐阜県強靱化計画を踏まえるとともに、近年多発する豪雨による風水害や令和2年から猛威を振るった新型コロナウイルス感染症などを踏まえ、どのような自然災害が起こっても機能不全に陥らない、強靱な輪之内町の構築に向けた取組を推進するため、「輪之内町国土強靱化地域計画」を見直します。

2 計画の性格

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画や第3期岐阜県強靱化計画など関連計画と整合性を図り策定します。

【計画の位置づけ】



3 計画期間

第3期岐阜県強靱化計画を踏まえ、本計画の計画期間を令和8年度から令和12年度までの5年間に設定します。

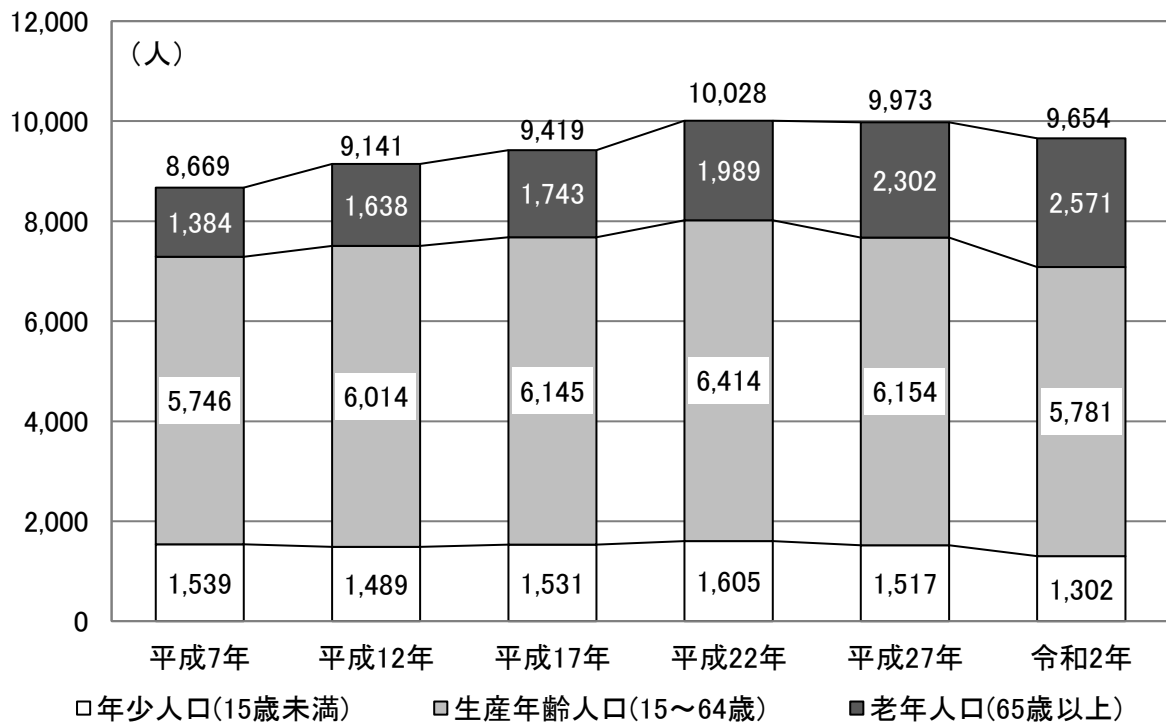
第1章 本町の地域特性

1 人口

本町の人口は平成22年の約1万人をピークに減少傾向で推移しており、令和2年は9,654人と平成27年と比較して319人(3.2%)減少しています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15~64歳)の割合は減少傾向で推移しています。一方、老年人口(65歳以上)の割合は増加傾向で推移しており、本町では少子高齢化が進行しています。

【人口の推移】



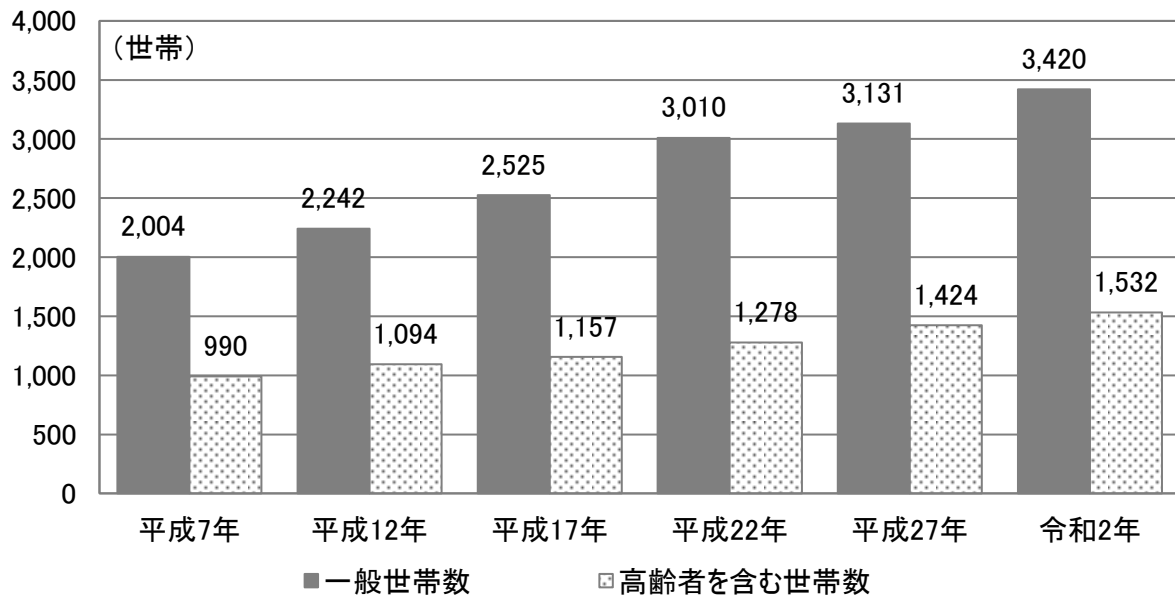
| | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年少人口(15歳未満) | 17.8% | 16.3% | 16.3% | 16.0% | 15.2% | 13.5% |
| 生産年齢人口(15~64歳) | 66.3% | 65.8% | 65.2% | 64.0% | 61.7% | 59.9% |
| 老年人口(65歳以上) | 16.0% | 17.9% | 18.5% | 19.8% | 23.1% | 26.6% |

資料：国勢調査

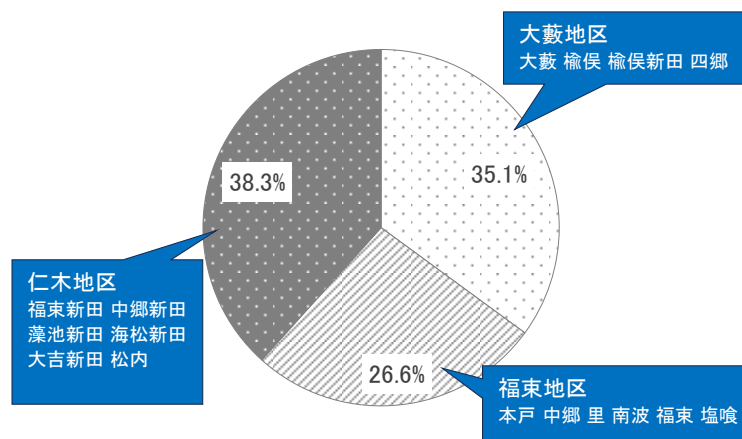
2 世帯

本町の世帯数は増加傾向で推移しています。また、高齢者（65歳以上）を含む世帯数についても増加傾向となっており、要配慮者対策として高齢者がどこに住んでいるかなど、状況を把握することが必要です。

【世帯数の推移】



資料：国勢調査



資料：令和2年国勢調査

3 地理的・地形的特性

本町は、岐阜県の南部、濃尾平野の中心に位置しており、東は羽島市、西は養老町、南は海津市、北は大垣市及び安八町と接しています。総面積は 22.33 平方キロメートルで、東の長良川、西の揖斐川の間形成された沖積平野であり、周囲を輪中堤防で囲まれた、西濃の穀倉地帯となっています。

また、沖積層の堆積した濃尾平野の中でも、本町の位置する羽島、大垣付近から下流の輪中地帯では、特に沖積層の堆積が厚くなっており、地盤は軟弱となっています。

4 気候的特性

本町の気候的特性については、冬期に西北西の季節風の影響を強く受けますが、年間の平均気温は 16.0 度と比較的温暖となっています。また、年間降雨日数は 120 日と比較的雨が多く、特に 5～9 月に降雨量が多いのが特徴となっています。

5 社会経済的特性

(1) 産業

農業については、トマト、イチゴ、キュウリ等の施設園芸、ケンガイ菊、ミニバラ等の花卉園芸が盛んであり、また、総耕地面積の 9 割近くを水田が占め、県内有数の稲作地となっています。

工業については、主に電気機械器具製造業が地域の主要な産業と位置づけられますが、特色ある地場産業は形成されていません。

商業については、郊外型大型店舗の進出があり、商業販売額は飛躍的に増加したものの、多くの小売店の経営は厳しい状況となっており、大型店と共存するショッピングエリアゾーンの整備が求められています。

(2) 交通

町内部を走る一般県道 4 路線と主要地方道 2 路線、塩喰地区を通過する国道が、本町と他地域と結ぶ主要幹線となっています。また、町道については、1・2 級町道が 31 路線、ほか 791 の路線により構成されています。

公共交通機関は、名阪近鉄バスと、自主運行バスやデマンドバスが運行されていますが、以前に比べ利用が減少しつつある中で、その維持と運行形態等の改善が課題となっています。

第2章 計画策定に際して想定するリスク

1 地震

本町では、近年、地震による被害を受けていませんが、明治24年10月の濃尾地震（マグニチュード8.0）は、美濃地方全域に甚大な被害を与えたため、この地震と同程度の地震が再び発生した場合、生活エネルギーの増大化、多様化により種々の災害要因が激増した現状では、激甚な被害の発生が想定されます。特に本町の位置する輪中地帯は地盤が軟弱なため、大規模な地震が発生した場合、被害が大きくなる可能性があることに警戒が必要です。

2 火災

本町では、特に近年の消防力の整備強化に伴い、大規模火災は過去に発生していません。しかし、最近では事業所、一般家庭において危険物の保有が増え、ガソリンスタンド、プロパンガス等危険物取扱所の増加が著しく、火災発生危険性が高くなっています。

3 水害

揖斐・長良の二大河川に囲まれている本町では、河川整備により安全性が高まりつつあるとはいえ、昭和51年に近隣町で長良川堤防が決壊するなど、常に水害の危険にさらされています。堤防や護岸の整備が進み安全が保たれているものの、なお危険箇所があり、十分な警戒を要します。

4 本町における過去の災害履歴

本町における過去の災害履歴は、下表のとおりとなっています。

| 災害発生日 | 災害の種別 | 主な被害地域 | 被害状況その他 |
|-------------|----------------|--------|---|
| 明治24年10月28日 | 震災 (濃尾大地震) | 町内一円 | 圧死56名、負傷者226名、 全壊家屋1,556戸、半壊335戸 |
| 昭和34年9月26日 | 風水害 (伊勢湾台風) | 町内一円 | 死者1名、負傷者2名、 全壊52戸、半壊24戸、 床上浸水42戸、 田倒伏冠水1,100町歩、 畑冠水90町歩 |
| 昭和36年6月24日 | 集中豪雨 | 町内一円 | 町内低地部に冠水箇所多数 |

第3章 強靱化の基本的考え方

1 強靱化の理念

地域の強靱化を推進し、あらゆる自然災害から町や住民を守るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、家族や近所の人たちと助け合う互助、身近なコミュニティ等による共助が大切です。このような社会の様々な主体が連携して、災害が起こった場合にできるだけ被害を最小化するための仕組みを構築することが地域の強靱化を進める上で重要です。

災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード面・ソフト面をあわせた様々な対策を組み合わせ、強靱化対策を進めます。

2 基本目標

国土強靱化基本法では、第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画及び第3期岐阜県強靱化計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標とします。

- 基本目標1 町民の生命の保護が最大限図られること
- 基本目標2 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 基本目標3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 基本目標4 迅速な復旧復興

3 対象とする災害

本町の地域特性を踏まえ、計画の対象とする災害を下記のように設定します。

地震（巨大地震）
風水害
液状化
複合災害

複合災害
倒壊
地盤沈下 等

4 事前に備えるべき目標

本町の想定するリスクや地域特性を踏まえ、7つの「事前に備えるべき目標」を設定しています。

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
- 7 救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える

5 「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画では、本町の地域特性や想定するリスク、「事前に備えるべき目標」を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しています。また、その最悪の事態を回避するための課題を分析・評価します。

リスクシナリオ

・起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性評価

・現状と課題の分析

施策の推進

・対応方針の検討

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 | |
|------------|--|---------------|---|
| 1 | あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | 1 | 巨大地震による住宅・建築物の複合的・大規模倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生 |
| | | 2 | 集中豪雨による市街地や地域等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む） |
| | | 3 | 避難行動に必要な情報が適切に住民及び観光客等に提供されないことや情報伝達の不備、悪質な虚偽情報の発信等による人的被害の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | 4 | 被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 |
| | | 5 | 自衛隊、警察、消防等の被災や救援ルートの寸断等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足 |
| | | 6 | 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 7 | 長期にわたる劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生 |
| | | 8 | 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱 |
| | | 9 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能を確保する | 10 | 職員・施設等の被災、受援体制の不備による行政機能の大幅な低下 |
| 4 | 生活・経済活動を機能不全に陥らせない | 11 | サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響 |
| | | 12 | 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 |
| | | 13 | 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響 |
| | | 14 | 農地や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下 |
| 5 | 情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 15 | ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間・大規模にわたる機能停止 |
| | | 16 | 幹線道路が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響 |

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 | |
|------------|---|---------------|---|
| 6 | 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 17 | 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 18 | 災害対応・復旧復興を支える人材等（消防団員、専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 19 | 公共施設の損壊や広域的地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 20 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、地域産業の担い手の長期避難等による有形・無形の文化の衰退・喪失 |
| | | 21 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 22 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 |
| 7 | 救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象が広域的かつ同時に発生した場合や複合災害が発生した場合でも被害を最小限に抑える | 23 | 救助・救急活動の遅れ、物資の供給途絶等の事象の複数かつ同時の発生により、対応が後手に回り、防げる被害が防げない事態 |
| | | 24 | 地震後の豪雨災害や地震後の原子力災害といった複合災害により、多数の逃げ遅れや死傷者の発生、対応する職員や物資等の不足、生活基盤となるインフラ復旧の大幅な遅れなどの被害が甚大化・拡大化する事態 |

6 施策分野

本町の脆弱性評価結果（資料編2）に基づき、以下の13の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針として整理しました。

（個別施策分野）

- 1 交通・物流
- 2 国土保全
- 3 農林水産
- 4 都市・住宅／土地利用
- 5 保健医療・福祉
- 6 産業
- 7 ライフライン・情報通信
- 8 行政機能
- 9 環境

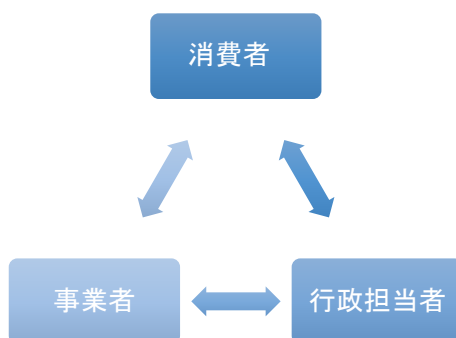
（横断的分野）

- 10 リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成
- 11 官民連携
- 12 メンテナンス・老朽化対策
- 13 デジタル等新技術活用

リスクコミュニケーションってなに？

消費者、事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換しようというものです。

関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取（いわゆるパブリック・コメント）が双方向性のあるものですが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組に含まれています。



7 施策体系図

計画の施策体系図は次のとおりとなっています。

【基本目標】

- 基本目標 1 町民の生命の保護が最大限図られること
- 基本目標 2 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 基本目標 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 基本目標 4 迅速な復旧復興

【施策分野】

(個別施策分野)

- 1 交通・物流
- 2 国土保全
- 3 農林水産
- 4 都市・住宅／土地利用
- 5 保健医療・福祉
- 6 産業
- 7 ライフライン・情報通信
- 8 行政機能
- 9 環境

(横断的分野)

- 10 リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成
- 11 官民連携
- 12 メンテナンス・老朽化対策
- 13 デジタル等新技術活用

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野

「第4章 強靱化の推進方針」については、7つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を13の施策分野ごとにまとめたものであり、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮します。

2 施策目標とする指標の設定

13の施策分野ごとの推進方針に、施策目標とする重要業績指標（KPI）を設定しました。なお、重要業績指標（KPI）は、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行います。

3 SDGs との関連




SDGs とは、Sustainable Development Goals の略のことで、2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標で構成されています。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとなっています。

第3期岐阜県強靱化計画では、SDGsの達成に関連する施策を明記しており、本計画においても、県と整合性を図るため、SDGsの達成に関連する施策を示します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 施策分野ごとの推進方針

| (1) 交通・物流 | | |
|--|---|--|
|  9 産業と技術革新の基盤をつくろう |  11 住み続けられるまちづくりを |  13 気候変動に具体的な対策を |
| 主な施策 | | 担当課 |
| <p>緊急輸送道路等の道路ネットワークの確保【重点施策】</p> <p>○新養老大橋（仮称）の架橋を促進し、東海環状自動車道養老 IC と南濃大橋を直結する広域的な代替ルートとしての機能を確保する。</p> <p>また、県道今尾大垣線と県道安八海津線を結ぶ松内取付道路を新設し、県道と県道を直結する広域的な代替ルートとしての機能を確保する。</p> <p>○広域のかつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、町役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策等の整備を着実に進めていく。</p> <p>○災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。</p> | | 建設課 |
| <p>運輸・交通事業者の災害対応力強化</p> <p>○広域的な緊急輸送等を確保すべく、町と事業者団体等との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結し、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組を進める。</p> | | 総務危機管理課 |
| <p>道路啓開の迅速な実施</p> <p>○緊急輸送道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する。</p> | | 総務危機管理課 建設課 |

| 重要業績指標（KPI） | | | |
|-------------|-----------------|---------------------|-----|
| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
| 松内取付道路事業費 | 235 百万円 (R6) | 250 百万円 (R8～R12) | 建設課 |

(2) 国土保全



| 主な施策 | 担当課 |
|--|----------------|
| <p>河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策</p> <p>○近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に町民の生命はもとより財産や暮らしを水害から守るよう、適宜見直しを行い、老朽化が著しい構造物の更新や予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する。</p> | 建設課 |
| <p>河川構造物の耐震化</p> <p>○排水機場や樋門等、数多くの河川管理施設を管理しているが、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。</p> <p>○広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れないようにするため、排水機場や樋門等、河川管理施設の耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する。</p> | 総務危機管理課 建設課 |
| <p>総合的な水害対策の推進【重点施策】</p> <p>○洪水時の円滑な避難のため、町にて作成した洪水ハザードマップの改定及び公表を行い、住民の防災意識を向上させるなど、避難体制を整備する。</p> <p>○平成 29 年の水防法改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する。</p> <p>○気候変動適応法に基づき、自然的社会的状況に応じた気候変動適応計画の策定に努める。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>○小学校の「総合的な学習の時間」を活用した防災に関する学習や、水辺でのイベントを通じた防災啓発などの防災教育を進め、水害・防災への意識を深めていく。</p> | 教育課 |

| 重要業績指標 (KPI) | | | |
|--------------------------------------|--------------|--------------------|---------|
| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
| 「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえた河道の掘削・樹木伐採の実施河川 | 3 河川 (R6) | 3 一級河川 (R8~R12) | 建設課 |
| 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率 | 100% (R6) | 100%を維持 (R12) | 総務危機管理課 |

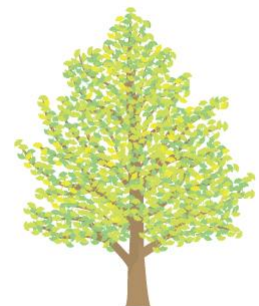
| （3）農林水産 | | | | | | |
|---|-----------------|-------------------|------------------|-----------------|--------------|--------------|
| 2 飢餓をゼロに | 6 安全な水とトイレを世界中に | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 11 住み続けられるまちづくりを | 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 主な施策 | | | | | | 担当課 |
| 農業水利施設の老朽化対策 ○安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全計画を策定した。それに基づき計画的に維持補修を進める。 | | | | | | 農業振興課 建設課 |
| 農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ○農地が有する保水効果などの国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組を支援する。 | | | | | | 農業振興課 |
| 都市農村交流の推進 ○都市農村交流の推進を図るため、地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受入体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組がより一層行われるよう支援する。 | | | | | | 農業振興課 |

| 重要業績指標（KPI） | | | |
|--------------------|------------|-------------|-------|
| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
| 農地を守る地域共同活動を支援する面積 | 959ha (R6) | 950ha (R12) | 農業振興課 |
| 農林漁業体験者数 | 0人 (R6) | 3人 (R12) | 農業振興課 |

グリーン・ツーリズムってなに？

「グリーン・ツーリズム」とは、「実際に農村地域へ行って、そこで暮らす人々と交流しながら地域の自然や文化、農林漁業に触れながら休日を過ごす」ことです。

すごく簡単に言ってしまうと、「農村で現地の人と交流しながら、いろんな体験をすること」です。



資料：「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会 HP

(4) 都市・住宅／土地利用



| 主な施策 | 担当課 |
|---|----------------|
| <p>住宅・建築物等の耐震化・防火対策の促進 ○地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組を推進する。</p> | <p>総務危機管理課</p> |
| <p>○住宅・建築物の耐震化に向けた取組を推進する。</p> | <p>建設課</p> |
| <p>空家対策の推進【重点施策】 ○大規模災害発生時の空家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、県等と連携して「輪之内町空家等対策計画」に基づき空家の利活用や除却を進めるとともに、空家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空家対策を推進する。</p> | <p>建設課</p> |
| <p>帰宅困難者対策の推進 ○平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCPの策定の支援等を通じて、帰宅困難になった従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す。また、地図やラジオによる情報提供の支援等が受けられるよう町内のコンビニエンスストアとの協定締結等により、帰宅困難者を支援する。</p> | <p>総務危機管理課</p> |
| <p>避難所の防災機能・生活環境の向上 ○避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など防災機能の強化を促進する。また、可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等の多様な利用者に配慮した環境整備を促進する。</p> | <p>総務危機管理課</p> |
| <p>堤防上の防災拠点の設置【重点施策】 ○国土交通省と協働し、堤防決壊や災害が発生した場合の災害復旧活動の拠点として、水防センターやヘリポート、緊急用資材を備蓄するための防災拠点を設置する。</p> | <p>総務危機管理課</p> |
| <p>被災住宅への支援 ○被災住宅からの土砂撤去、屋根等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化するとともに、被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援する。また、町における被災者支援システムの運用を通じて被害認定調査と罹災証明書発行業務を迅速に行う。</p> | <p>総務危機管理課</p> |

| 主な施策 | 担当課 |
|---|----------------------|
| ○被災住宅から撤去された土砂を含んだ災害廃棄物や市街地から撤去された土砂等について、国の助成制度の活用による円滑な運搬、分別処理体制の確保を図る。 | 総務危機 管理課 住民環境課 |
| 応急住宅の円滑かつ迅速な供給 ○建設型応急住宅については、県と連携し必要戸数分の建設可能用地の確保及び供給能力等の把握をすることや、木造応急住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する。賃貸型応急住宅については、円滑に提供できるよう、マニュアルを整備し制度の周知と実施体制の強化を図る。 | 総務危機 管理課 |
| 文化財の保護対策の推進 ○地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める。 | 教育課 |
| 農地・農業水利施設等の適切な保全管理（再掲） ※計画 15 ページ「(3) 農林水産」に記載のとおり。 | 農業振興課 |

| 重要業績指標（KPI） | | | |
|----------------------------|---------------|-------------------|-------|
| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
| 住宅の耐震化率 | 57% (R6) | 95% (R11) ※県指標 | 建設課 |
| 適切な管理がされていない空家の割合 | 22.7% (R6) | 20.0%以下 (R12) | 建設課 |
| 農地を守る地域共同活動を支援する面積 (再掲) | 959ha (R6) | 950ha (R12) | 農業振興課 |

(5) 保健医療・福祉



| 主な施策 | 担当課 |
|--|---|
| <p>社会福祉施設等におけるエネルギー確保</p> <p>○社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備を促すとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう促す。</p> | <p>総務危機 管理課 健康こども課 福祉介護課</p> |
| <p>社会福祉施設等への支援</p> <p>○災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、町内の福祉団体、有識者、行政関係者間で検討し、支援体制の整備を図る。</p> | <p>総務危機 管理課 福祉介護課</p> |
| <p>○社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立について、今後も現状にあわせた防災計画の見直しや BCP 策定、連携体制の強化に努めるよう支援・指導する。</p> | <p>総務危機 管理課</p> |
| <p>避難所環境の充実</p> <p>○要配慮者が安心して避難生活を送れるようにするため、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や「スフィア基準」の考え方に加え、大規模災害時の教訓等も踏まえ、輪之内町避難所運営マニュアルの適宜見直しを行う。</p> <p>○避難所の運営が円滑に行われるよう、平時から自主防災組織や町内防災士等を対象に避難所設置訓練を行い、「共助」の取組を推進する。</p> | <p>総務危機 管理課</p> |
| <p>○避難所における防犯体制の確保や、感染症の発生・蔓延を防ぐための衛生・防疫体制の整備を図る。</p> | <p>総務危機 管理課 健康こども課 (保健センター)</p> |
| <p>○ペット同行避難者の受入れに係る規定の整備や避難所運営訓練の実施促進を図る。</p> | <p>総務危機 管理課 住民環境課</p> |
| <p>福祉避難所の運営体制確保</p> <p>○町において福祉避難所が指定されているが、地域における指定箇所、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施について充実・強化を図る。</p> | <p>総務危機 管理課</p> |

| 主な施策 | 担当課 |
|---|-----------------------------------|
| 災害時健康管理体制の整備 ○発災初動における保健所と町の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化など、平常時の準備の充実を図るべく、平時から関係機関等と連携した健康管理体制を構築する。 | 総務危機 管理課 健康こども課 (保健センター) |
| 避難所の防災機能・生活環境の向上（再掲） ※計画 16 ページ 「(4) 都市・住宅／土地利用」に記載のとおり。 | 総務危機 管理課 |

| 重要業績指標 (KPI) | | | |
|----------------------------------|----------------------------------|--------------------|----------------------|
| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
| DCAT 及び BCP 策定に係る各種研修会や実地訓練の実施回数 | 0 回 (R6) | 毎年開催 | 総務危機 管理課 |
| 関係機関との連携に関する協議 | 毎年実施 (年度初めに連絡体制の確認実施) (R6) | 年 1 回以上実施 (R12) | 総務危機 管理課 福祉介護課 |

(6) 産業



| 主な施策 | 担当課 |
|--|---------------------------------|
| <p>事業継続体制の構築に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内企業のBCP策定支援や中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」の策定支援を行い、企業等の災害への対策強化を推進する。 ○企業内へのBCP定着を推進するため、BCP策定後の事業者を対象とした運用後のフォローアップを行う。 | <p>総務危機管理課 企画財政 商工課</p> |
| <p>観光地等の風評被害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害発生時には、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。 | <p>総務危機管理課</p> |

重要業績指標 (KPI)

| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
|-------------------------|----------------------|---------------|------------------------|
| BCP及び事業継続力強化計画の策定支援事業所数 | 0事業所（支援要望無し） (R6) | 3事業所 (R12) | 総務危機管理課 企画財政 商工課 |

(7) ライフライン・情報通信



| 主な施策 | 担当課 |
|--|-----------------------------|
| <p>道路啓開の迅速な実施（再掲） ※計画 13 ページ 「(1) 交通・物流」に記載のとおり。</p> | <p>総務危機 管理課 他</p> |
| <p>上下水道施設の耐震化の推進</p> <p>○町における水道施設については、更なる耐震化を促進する。既存の水道施設の耐震化への取組が遅れているため、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に促進する。</p> <p>○上水道施設（取水施設・浄水施設・配水場）の被害により断水が発生した場合には、近隣の市町村と連携した給水車による応急給水体制を確保する。また、(公社)日本水道協会における被災時の応急復旧、応急給水の支援体制が円滑に実施されるよう必要な調整を行う。</p> <p>○下水道の地震対策は、汚水処理施設については耐震化されているものの、被災した際の被害を最小限に留めるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める。また、下水道施設については、管路は耐震化されているがマンホールの浮上対策が行われていないため、避難所などの重要施設に接続される管路のマンホールの浮上対策（耐震化）を計画的に促進する。</p> | <p>建設課</p> |
| <p>下水道における業務継続体制の整備</p> <p>○大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道 BCP 策定マニュアル等を踏まえ、下水道 BCP のブラッシュアップを促進する。</p> | <p>建設課</p> |
| <p>総合的な大規模停電対策の推進</p> <p>○暴風等に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、町、電気事業者及び県関係部局が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進する。</p> | <p>総務危機 管理課 建設課</p> |

| 主な施策 | 担当課 |
|---|---------|
| <p>○町（避難所を含む）、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する。</p> <p>○平時からの電気事業者とのホットラインなど「顔の見える」関係を構築するとともに、停電発生に備えた県災害対策本部への情報連絡員の派遣、早期復旧を図るための被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画の共有及び連携方策、電源車の配備等について、電気事業者との協定締結により連携・協力体制を強化する。</p> <p>○自動車メーカー・販売店との協定を締結し、停電時における電源確保方策の一環として電気自動車等の活用を図るとともに、情報通信事業者との連携により公共施設や避難所における携帯電話等充電用資機材を確保する。</p> <p>○停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県、町は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>情報通信事業者の災害対応力強化</p> <p>○災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の事前設置を県と調整・連携の上、引き続き計画的に推進する。</p> <p>○災害時の通信途絶を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>ガス事業者の災害対応力強化</p> <p>○災害時にガス供給を迅速に復旧するため、平時から「顔の見える」関係を構築し、被災状況、道路啓開等に関する情報や復旧計画を共有するなど、県や関係機関との連携体制の強化を図る。</p> <p>※H24 に岐阜県 LP ガス協会西濃支部と「災害時における LP ガスの供給に関する協定」締結済み</p> | 総務危機管理課 |




| 重要業績指標（KPI） | | | |
|----------------------------|---------------|----------------|-------|
| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
| 住宅用太陽光発電施設年間設置件数 | 9 件 (R6) | 20 件 (R12) | 住民環境課 |
| 上水管路の耐震管率 | 12.3% (R5) | 18.0% (R11) | 建設課 |
| 下水道管路の耐震化率 (マンホール浮上対策率) | 0.0% (R5) | 35.9% (R11) | 建設課 |

| (8) 行政機能 | |
|--|------------------------|
|  | |
| 主な施策 | 担当課 |
| <p>住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化【重点施策】</p> <p>○住民主体での避難行動を促進するため、町の運営する住民向け一斉メール配信システムの普及を図るほか、岐阜県の提供する「岐阜県総合防災ポータル」や「岐阜県川の防災情報」、「ぎふ川と道のアラームメール」の更なる周知を進める。また、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNS を活用した情報発信など情報伝達を強化する。</p> | 総務危機管理課 企画財政 商工課 |
| <p>○消防団等との重要水防箇所の巡視等を実施し、氾濫発生等が予想される箇所についての現地確認体制を確認する。また、氾濫発生を確認した際の管轄土木事務所等への連絡体制を再徹底する。</p> <p>○町の防災行政無線について、長期停電による電源喪失にも対応できるよう、燃料やバッテリー補給体制を再点検するとともに、更新時期等を勘案した機能強化の検討を進める。あわせて、万一停止した際の広報車による巡回広報など代替手段を確保する。また、民間の衛星通信機器をはじめとするデジタル等新技术を用いた代替手段についても検討する。</p> <p>○外国人向け情報提供手段として、フェイスブック等 SNS を活用し、避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備等を進める。</p> <p>○音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が円滑に消防への通報が行えるよう、スマートフォン等から画面入力等により通報する「Net119 緊急通報システム」の周知を図る。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>○町での意思疎通支援事業の実施等により平時における聴覚障がい者への意思疎通支援の充実を図る。</p> | 総務危機管理課 福祉介護課 |
| <p>防災情報通信システムの維持管理</p> <p>○町において防災行政無線（同報系・移動系）を整備しており、引き続き災害時において確実に運用できるよう維持管理を行う。</p> | 総務危機管理課 |

| 主な施策 | 担当課 |
|---|---------------------|
| <p>支援物資の供給等に係る防災拠点機能の強化</p> <p>○平成 30 年度に公表された内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、災害発生時における円滑な運営が図られるよう県等と連携した実動訓練を実施する。</p> <p>○各協定締結団体と連携した輸送訓練の実施を検討し、必要に応じて物資の受援計画や広域物資輸送拠点の運営マニュアルを策定するとともに、必要な資機材を整備する。</p> | <p>総務危機 管理課</p> |
| <p>非常用物資の備蓄促進</p> <p>○家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などの機会を通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に取り組むとともに、非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。</p> | <p>総務危機 管理課</p> |
| <p>災害対応力強化のための資機材整備</p> <p>○災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、職員の使用方法の習熟を図る。</p> <p>○大規模災害発生時に、消防団による人命救助、行方不明者の捜索等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る。</p> | <p>総務危機 管理課</p> |
| <p>消防団員、水防団員等人材の確保・育成</p> <p>○消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、企業等の意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員 OB や女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。また、消防団員の処遇改善を進める。</p> | <p>総務危機 管理課</p> |
| <p>災害初動対応力の強化/情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化</p> <p>○総合防災訓練において県と連携した訓練を実施する。</p> <p>○災害対応に従事する町職員の対応力を高めるため、ドローンや情報連絡員用タブレットなど新たな資機材の導入を検討するとともに、その活用方法の確認を含めた訓練または研修を実施し、職員による操作手順の習熟を図ることで、被災状況を早期に把握できる体制を確保する。</p> <p>○罹災証明書発行業務など応急復旧業務に従事する職員について、平時から研修・訓練を行う。</p> <p>○大規模災害発生時に、県等に対し円滑に職員の応援要請が行えるような体制づくりについて検討する。</p> | <p>総務危機 管理課</p> |

| 主な施策 | 担当課 |
|---|--------------------|
| <p>切れ目のない被災者生活再建支援</p> <p>○町において各種支援施策、支援窓口（民間ボランティアやNPO等を含む）、具体的な手続き方法、留意点などを盛り込んだガイドブックの作成やワンストップ窓口の設置などにより、被災者が被災直後から生活再建に至るまでの各フェーズに応じた切れ目のない支援が受けられる取組を促進する。</p> <p>○災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要となる罹災証明書の交付の円滑化を図るため、住家被害調査員育成研修への参加をすすめる。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>庁舎等の防災拠点機能の確保</p> <p>○災害対応の中核拠点として機能できるよう、庁舎の防災拠点機能を強化する。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>業務継続体制の整備</p> <p>○被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>情報システム部門の業務継続体制の整備</p> <p>○情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う。また、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図る。</p> | 総務危機管理課 企画財政商工課 |
| <p>災害時における食料供給体制の確保</p> <p>○災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や米の備蓄及び迅速な供給について、民間企業等と連携し、体制の維持を図る。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>原子力災害対策の推進</p> <p>○放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベルと照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>受援体制・広域連携の強化</p> <p>○災害時の広域応援体制の強化や広域避難の検討、帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、県、県内市町村等との連携の強化を図る。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>復興事前準備・事前復興の推進</p> <p>○被災後には早期の復興まちづくりが求められることから、地域の特性に応じた復興事前準備に取り組み、復興まちづくりを計画的に進めることができるようにする。</p> <p>○大規模災害からの復興に際して必要となる各種手続き等について、実際の運用事例やその判断基準を整理し、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等について、事前に整理検討する。</p> | 総務危機管理課 |

| 重要業績指標 (KPI) | | | |
|----------------------------------|-----------|------------------|-------------|
| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
| 消防団員の条例定数に対する充足率 ※水防団は消防団員が兼務 | 100% (R6) | 100%を維持 (R12) | 総務危機 管理課 |

| (9) 環境 | |
|---|----------------------|
|    | |
| 主な施策 | 担当課 |
| 災害廃棄物対策の推進 ○災害廃棄物の迅速な処理を行うため、災害発生直後の速やかな仮置場の設 営及び管理、県及び県内市町村等との連絡調整など、災害を想定した演習 及び研修会を実施するほか、国や近隣県との広域的な連携・応援体制を相 互に確認する訓練等に参加することで、町の災害廃棄物処理計画の実効性 を確保し、災害廃棄物処理体制の強化を図る。 | 住民環境課 |
| 有害物質対策の検討 ○アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、大規模 災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する。 | 総務危機 管理課 住民環境課 |
| 原子力災害対策の推進（再掲） ※計画 25 ページ 「(8) 行政機能」に記載のとおり。 | 総務危機 管理課 |
| 河川に流出したごみ等の撤去 ○河積を阻害している流木・河道内樹木の撤去等、災害の発生防止を図る取 組にあわせて、災害発生時に流出したごみを適正に撤去・処分するなど により河川環境の保全を図る。 | 建設課 住民環境課 |

| 重要業績指標 (KPI) | | | |
|------------------------------|------|------|-------|
| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
| 岐阜県主催の災害廃棄物処理図上演習へ の職員の参加 | 毎年参加 | 毎年参加 | 住民環境課 |

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成



| 主な施策 | 担当課 |
|--|-----------------------|
| <p>住民主体での避難対策の強化【重点施策】</p> <p>○風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組を推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。また、デジタル版「災害・避難カード」について広く住民に普及させる取組を展開する。</p> <p>○現在公表している洪水ハザードマップについて、平成27年の水防法改正により想定最大規模の降雨に対応したものではあるが、今後も必要に応じて改訂を行う。</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報について住民への周知を図り認知度を高めるとともに、同情報が発表された際に適切な防災対応がとれるよう普及啓発を行う。あわせて、臨時情報（巨大地震警戒）の発表に備え、事前に避難が必要な地域に居住する住民等を対象にとるべき行動の理解を深める。</p> | <p>総務危機管理課</p> |
| <p>防災教育の推進</p> <p>○住民総ぐるみで自助と共助の底上げを図るため、過去の災害を知る、ハザードマップを確認する、地域の防災訓練に参加するなど具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」を子どもから高齢者まで全ての世代を対象として展開する。また、運動への参加を促す方策として、家庭、自主防災組織など地域、学校、企業等を単位とした「防災宣言」の推進や優れた防災活動に対する表彰制度について検討する。</p> | <p>総務危機管理課</p> |
| <p>○地震に対する事前の備え等について周知を図るため、住民向けにわかりやすい防災啓発資料を作成するとともに、地震ハザードマップを作成する。</p> | <p>総務危機管理課</p> |
| <p>○「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、こども園や小中学校などにおいて、毎年、命を守る訓練とあわせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を実施する。</p> | <p>健康こども課 教育課</p> |

| 主な施策 | 担当課 |
|---|----------------------|
| ○防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするため、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導を行うとともに、こども園保育教諭を対象とした研修講座等、防災に関する研修を実施する。 | 健康こども課 教育課 |
| 要配慮者支援の推進 ○一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、避難行動要支援者への支援に係るシステムの運用を行い、要支援者名簿を警察や消防機関等へ事前に提供する取組に加え、自治会や社会福祉協議会、ケアマネジャー等と連携した取組などの優良事例集を示すなどにより、避難支援を行う者や方法、避難場所、避難経路などを定めた個別計画策定を進める。 | 総務危機 管理課 福祉介護課 |
| 防災人材の育成【重点施策】 ○防災士等の地域で活躍できる防災人材の育成を推進するとともに、育成した人材が自主防災組織等と連携を深めそれぞれの地域で活躍できる機会の創出を促進する。 ○町内防災士の組織化を目指し、令和2年度に設立した「輪之内町防災士連絡協議会」の加入防災士を増加させる。 | 総務危機 管理課 |
| ○外国人向けの防災啓発講座を開催するとともに、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成を検討する。 | 総務危機 管理課 |
| コミュニティ活動の担い手養成【重点施策】 ○災害時に「共助」の力を発揮するためにも、平時からのコミュニティの活力維持を図る必要があることから、県と連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施し、地域づくり活動を実践できる人材を養成する。 ○地域のコミュニティでの様々な活動と防災活動を組み合わせること等により、災害による被害を予防し、軽減するための自主防災組織の育成・活動を促進する。 | 総務危機 管理課 |
| 建設業の担い手育成・確保 ○地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、あわせて技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する。 | 建設課 |
| 総合的な水害対策の推進【重点施策】（再掲） ※計画14ページ 「(2)国土保全」に記載のとおり。 | 総務危機 管理課 |

| 主な施策 | 担当課 |
|--|---------|
| <p>災害から命を守る啓発運動の推進</p> <p>〇町民総ぐるみで「自助」や「互助」、「共助」の力を最大限に発揮できるようにするためには、適宜、アンケート調査等の実施により、防災意識・知識の理解度も確認しながら、「過去の災害を知る防災教育の実施」「ハザードマップの周知」「地域の防災訓練への参加促進」などといった様々な取組を推進することが重要となる。このため、町だけでなく県や消防、警察、自衛隊、医療、福祉などの防災に関わる全ての関係機関が連携し、令和6年能登半島地震での支援経験等も活かした実効性のある啓発運動となるよう、関係者一丸となって取り組む。</p> | 総務危機管理課 |

| 重要業績指標 (KPI) | | | |
|---------------------------------------|------------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
| 南海トラフ地震臨時情報発表時に備えた防災訓練の実施数 | 0回 (R6) | 毎年実施 | 総務危機管理課 |
| ハザードマップを用いた防災訓練の実施 | 自主防災で実施 (R6) | 毎年実施 | 総務危機管理課 教育課 |
| 異なる危険を想定した命を守る年間3回の訓練実施率 | 小学校 100% 中学校 100% (R6) | 小学校 100% 中学校 100% を維持 (R12) | 教育課 |
| 小学校第5学年において川を題材とした学習に取り組んだ割合 | 100% (低い土地のくらし) (R6) | 100%を維持 (R12) | 教育課 |
| 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率 (再掲) | 100% (R6) | 100%を維持 (R12) | 総務危機管理課 |
| 防災士の育成数 (累計) | 513人 (R6) (※日本防災士機構登録人数) | 800人 (R12) | 総務危機管理課 |
| 防災士連絡協議会加入防災士 | 70人 (R6) | 100人 (R12) | 総務危機管理課 |
| 外国人住民に対する防災訓練の実施回数 | 1回 (R6) | 2回以上 (R12) | 総務危機管理課 |
| 自主防災訓練の実施地区 | 9 (R6) | 25区 (R12) | 総務危機管理課 |
| 中学生防災士取得試験の合格率 | 88.2% (R6) | 80%以上 (R12) | 教育課 |


(11) 官民連携



| 主な施策 | 担当課 |
|--|------------------|
| <p>支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化</p> <p>○生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進める。また、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時からの「顔の見える」関係を構築し、実践的な共同訓練を行う。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>救出救助に係る連携体制の強化</p> <p>○救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を実施する。</p> | 総務危機管理課 |
| <p>災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成</p> <p>○大規模災害発生時に行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための情報共有会議を設置し、ボランティアの受入体制を整備するため、平時から市町村及び市町村社会福祉協議会を含めた関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、「顔の見える」関係づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図る。</p> <p>○大規模災害時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティアセンターの運営支援などを担う災害ボランティア支援職員を養成する。</p> | 総務危機管理課 福祉介護課 |
| <p>道路啓開の迅速な実施（再掲）</p> <p>※計画 13 ページ 「(1) 交通・物流」に記載のとおり。</p> | 総務危機管理課 他 |

重要業績指標 (KPI)

| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
|------------------|------------------------|-----------|---------|
| 関係機関参加の総合防災訓練の実施 | 概ね3年に1度実施 (R5 実施) (R6) | 概ね3年に1度実施 | 総務危機管理課 |
| 自主防災訓練の実施地区 | 9区 (R5) | 25区 (R12) | 総務危機管理課 |

| (12) メンテナンス・老朽化対策 | |
|---|--------------------|
|  | |
| 主な施策 | 担当課 |
| 公共施設等の維持管理 ○公共建築物等の老朽化対策については、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「輪之内町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う。 | 企画財政 商工課 建設課 |
| 道路施設の維持管理 ○高度経済成長期以降に整備した橋梁などの道路施設の高齢化が進行していることから、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、引き続き計画的な点検をする。 ○平成 26 年度実施した路面液状調査結果及び令和元年度に策定した橋梁長寿命化計画に基づき、道路（21005 号線ほか道路舗装補修）・橋梁の補修等を実施する。 | 建設課 |
| 情報収集手段の多様化 ○平成 30 年 7 月豪雨では、立ち入りが困難な場所において被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な施設の調査等においてもドローンを活用し、調査の効率化と安全性の向上を図る。 | 総務危機 管理課 |
| 河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策（再掲） ※計画 14 ページ 「(2) 国土保全」に記載のとおり。 | 建設課 |

| 重要業績指標（KPI） | | | |
|--|----------------|---------------------|-----|
| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
| 橋梁点検・補修 | 82 百万円 (R6) | 50 百万円 (R7～R11) | 建設課 |
| 幹線道路補修 | 69 百万円 (R6) | 125 百万円 (R8～R12) | 建設課 |
| 「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえた河道の掘削・樹木伐採の実施河川（再掲） | 3 河川 (R6) | 3 一級河川 (R8～R12) | 建設課 |

(13) デジタル等新技术活用



| 主な施策 | 担当課 |
|---|-----------|
| 防災・減災データの提供推進 ○町 HP において、「揺れやすさマップ」や「洪水ハザードマップ」の公開を行っているが、そのほか県等のポータルサイトとのリンクを構築するなど、より使いやすいデータの提供を進める。 | 総務危機管理課 |
| 被災住宅への支援（再掲） ※計画 16 ページ 「(4) 都市・住宅／土地利用」に記載のとおり。 | 総務危機管理課 他 |
| 避難所環境の充実（再掲） ※計画 18 ページ 「(5) 保健医療・福祉」に記載のとおり。 | 総務危機管理課 他 |
| 住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化（再掲） ※計画 23 ページ 「(8) 行政機能」に記載のとおり。 | 総務危機管理課 他 |
| 災害初動対応力の強化/情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化（再掲） ※計画 24 ページ 「(8) 行政機能」に記載のとおり。 | 総務危機管理課 |
| 情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化 被災者の生活再建に必要な罹災証明書の迅速かつ効率的な発行も含め、被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施できるよう、マイナンバーカードを使用したシステムや専用アプリの活用について、導入に向けた調査・研究を推進する。 | 総務危機管理課 |
| 住民主体での避難対策の強化（再掲） ※計画 27 ページ 「(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成」に記載のとおり。 | 総務危機管理課 |
| 要配慮者支援の推進（再掲） ※計画 28 ページ 「(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成」に記載のとおり。 | 総務危機管理課 他 |
| 情報収集手段の多様化（再掲） ※計画 31 ページ 「(12) メンテナンス・老朽化対策」に記載のとおり。 | 総務危機管理課 |

重要業績指標（KPI）

| 指標の名称 | 現状値 | 目標値 | 担当課 |
|-----------------|---------|-----------|---------|
| 自主防災訓練の実施地区（再掲） | 9 区（R6） | 25 区（R12） | 総務危機管理課 |

第5章 計画の推進

1 庁内各課及び関係機関等との連携による施策の推進

地域強靱化の施策に係る分野は、防災に限らず、行政施策分野、住環境分野、保健医療・福祉分野、産業分野、土地利用・交通分野などの様々な分野にわたります。

このため、すべての職員が計画の意義や目的等を理解し、平常時から個々の職員に課せられた役割を確実に果たせるよう、地域強靱化施策に関わる関係各課及び関係機関の役割を明らかにするとともに、緊密な連携に努めながら、計画を推進していきます。

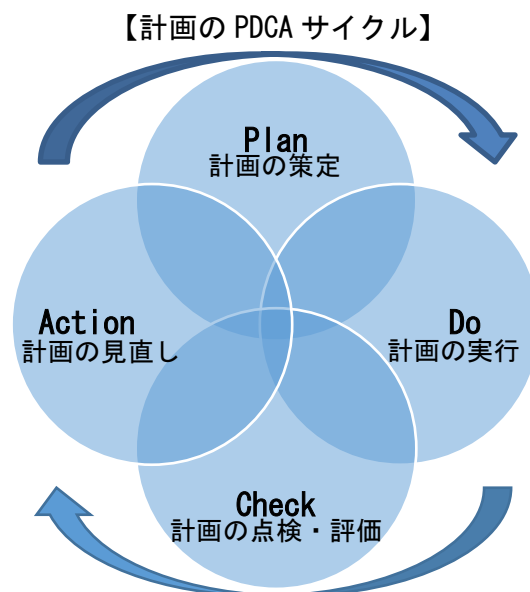
2 施策の重点化

本町の限られた資源で効率的・効果的に強靱化対策を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本計画では施策項目単位で施策の重点化を図ることとし、施策の影響度、緊急度、進捗度、活用度、強靱化に対する貢献度等を踏まえ、重点化すべき施策項目を設定しました。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行います。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び本町の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、5年ごとに計画の見直しを実施します。また、施策については、重要業績評価指標（KPI）を設定し、検証・改善を図る仕組みとしてPDCAサイクルを運用します。



輪之内町国土強靱化地域計画

令和3年3月作成

令和8年3月修正

発行：輪之内町役場 総務危機管理課

〒503-0292 岐阜県安八郡輪之内町四郷 2530-1

電話：0584-69-3111 F A X：0584-69-3119